「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」 報告書に係るフォローアップ

国土交通省 自動車交通局平成22年6月25日

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書に係るフォローアップ

- 1. ●の項目は、前回の懇談会以降の新規取組み
- 2.【※】は資料2において、詳細な資料があるもの。

項目	指 摘 内 容	取組状況
1. 重度後遺障害者が専門	的な治療・看護を受けられる機会の確	保
	①療護センターの長期滞留傾向の解消	〇 平成19年4月以降の入院から入院期間を最長3年間に設定し、現 在、長期滞留傾向は概ね解消されている。
		〇 脳神経外科・意識障害者学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。(平成21年度実績:学会発表75件、専門誌発表1件)
(1)療護センターの活用	②療護センターの認知度の向上	● MSW(メディカル・ソーシャル・ワーカー)協会による、医療機関の MSW に対する「交通事故被害者生活支援研修」の場に NASVA(主管)支所担当職員が出向くなどをして療護センターの周知を図るとともに、当該研修の受講者へ広報用 DVD を配布。
	③療護センターの治療・看護技術の普及	○ 短期入院協力病院(以下「協力病院」)等に対する研修及び意見交換会 を実施。
		● 平成21年4月から、「連携大学院」協定を締結した大学院の院生1名を中部療護センターにおいて受け入れ、指導、研究が進められており、日本脳神経外科学会において研究発表を行った。平成22年度は、さらに1名の大学院生を同センターで受け入れ、研究指導を行っている。
(2)療護センター機能の委託		〇 北海道·九州地区において、療護センター機能の一部を委託する一般病院を選定した後、平成19年12月より患者の受入れを開始し、現在まで順調に経過。
	意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、治療・看護機会を拡充	中部療護センター (美濃加茂市) 50床

	①短期入院協力病院の指定数を増やし、 各都道府県に協力病院を確保	〇 平成21年度に8病院を追加指定し、これまでに86病院を指定済(各 都道府県に1以上の協力病院を確保。)。
	②協力病院と療護センター等との連携・交流	○ 受入設備(介護用特殊浴槽、介護リフト等)の整備や、療護センターへの 研修に係る費用(5病院)等を支援。
		O 協力病院に対するNASVA主管支所等を交えた意見交換会を実施。
(3)短期入院協力病院の拡充 等		〇 引き続き、平成21年度に作成した療護センターの治療・看護等の内容を紹介した協力病院向けDVDを、新規指定病院等へ配布する。
		〇 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成 21年9月~10月に各療護センターで看護師向け研修を開催。研修終 了後に実施した受講者アンケート結果や、今年度の研修受講者から要 望を事前に把握するなどし、受講者側のニーズを今後の研修プログラム に反映させていく予定。
		O NASVAにおいて、広報誌や介護料受給世帯への訪問支援サービスにより、協力病院の利用案内を実施。
	①介護料の支給対象品目をニーズの高い ものへ見直し	〇 重度後遺障害者世帯からニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド ③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度より介護料支給 対象品目に追加。
(4)介護料の支給対象品目等 の見直し	②介護料や短期入院費用助成に関する 支給要件見直し	〇 平成19年度より、事情に応じ、14日を超える短期入院についても助成を認めることとした。(平成21年度実績:205件)
		● 特 I 種(脳損傷者)の介護料支給対象者に2年ごとに提出を求めている 診断書について、提出期間を3年ごとに延長した。

2. 心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備

(1)関係機関等との連携体制の構築	国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築	● 平成20年7月に国土交通省自動車交通局保障課に設置した「被害者保護企画官」のもとで業務を担う「被害者対策係」を、平成22年10月より同課に設置予定。
		● 被害者家族の心のケアに係る環境整備に向けた検討を行うため、地方公共団体による交通事故被害者に対する心のケアの実態、課題や問題点を把握するための調査を実施(平成 21 年度)。
	①相談窓口機能の充実・提供情報の拡充	〇 各関係機関・団体が行っている各種支援 策の情報を集約し、交通事故 被害者やそ 交通事故被害者ホットライン
	②被害者家族が必要とする各種情報の 資料化·配付	被害者ホットライン」を開設。平成22年3月 **「0570」はナビタイヤルの番号です。固定電話であれば、全国とこからでも3分8.5円像別でであれば、全国とこからできます。PHS・19円裏数からは
(2)自動車事故対策機構に		末までの間、累計7, 185件の問い合わせ に対し情報提供を実施。 〇 NASVA支所の担当者が介護料受給者の各家庭に訪問して個別相談
よる相談対応や情報提供の充実		に応じる「NASVA訪問支援サービス」を引き続き実施。(平成21年度訪問実績:1074件)
		〇 NASVA支所において、被害者団体との意見交換を引き続き実施。(平成21年度実績:19件)
		○ 国土交通省の自賠責保険ホームページを「自賠責保険ポータルサイト(www.jibai.jp)」としてリニューアルした。
		〇 交通事故被害者向けの小冊子を作成し、全国の警察施設や医療機関 等の関係機関に備置した。

	①国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	O 国土交通省及びNASVAにおいて、「日本脳外傷友の会」全国大会、「 全国遷延性意識障害者家族の会」結成5周年記念講演会等を後援。
(3)被害者団体の活動の支援	②被害者の活動の広報	〇 被害者保護企画官が被害者団体の総会や講習会に出席し、団体の活動内容の一部を厚生労働省やNASVAに報告。
		〇 訪問支援サービス、在宅介護相談時に、家族会等を紹介。
3. 損害賠償の保障の充実		
(1) 高 次 脳 機 能 障 害 認 定システムの充実	現行の高次脳機能障害認定システム について、専門家の意見を踏まえ問題の 有無等を検討	〇 平成19年4月より、見直し後の認定システムによって審査を開始。新 しい様式による21年度の審査件数は約97%。
		〇 政府保障事業の損害てん補基準を告示したほか、平成19年4月より、 政府保障事業における重過失減額制度を導入。
(2)政府保障事業における 運用の変更	可能な限り自賠責保険に近い損害てん補 が行われるよう運用を変更	● 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を 2年から3年に延長(平成22年4月1日施行)。
		【参考】自賠責保険の本人請求(15条)、被害者請求(16条)についても同様 に、請求時効を2から3年に延長(平成22年4月1日施行)。

4. その他の被害者救済対策

	(1)診療報酬基準案の全国的 な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	○ 山梨、岡山の2県について、医師会・損保業界間で、実現に向け協議中。
	(2) 自 賠 責 保 険 の 保 険 金 限度額の検証	自賠責保険の保険金限度額について、 現時点の総損害額の実態調査し、現行 水準を検証	
		①国土交通省における審査システムの 改善等審査体制の強化	〇 保険金支払に関する重要事案の審査及び立入検査について、より効率的で迅速なシステムや業務実施の方策を、損害保険料率算出機構等の協力を得ながら、引き続き検討中。
(3)自賠責保険金の支払適正 化措置等の充実	②紛争処理機構の審査体制の充実	 ○ 申請件数の増加に対応すべく、紛争処理委員会の開催数を増回するとともに、紛争処理事務処理人員を増員するなど、体制を整備。 (申請件数) 平成 14 年度 250 件 → 平成 21 年度 953 件 (紛争処理委員会) 平成 14 年度 54 回 → 平成 21 年度 225 回 (紛争処理委員) 平成 14 年度 46 人 → 平成 21 年度 102 人 (※平成22年4月1日 103 人) 	
		● 機構内に設けた検討会の結論に沿って、平成 21 年度に申請書様式 および医療機関向け照会書様式を申請者側に立って改定したほか、当 事者(被害者)との面談を試行実施するなどして改善策を実行した。 今後、類似申請事案等の集中審査を継続して実施するほか、面談の希 望者については引き続き面談を実施する等、紛争処理委員会の効率化 を図る予定。	
	(4)重度後遺障害者の生活 支援に関する議論等【※】	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態把握に努め、関係者と真摯に議論を継続	● 平成20年度に実施した「親亡き後」の実態調査を踏まえ、21年度は、介護者が「親亡き後」に備え、予め情報を入手し得る環境整備を行うこととした。具体的には、有識者等で構成する検討会を開催し、介護者が必要としている情報ニーズの把握、ニーズを踏まえた情報提供の内容、仕組み等を検討。この結果、試行的にウェブサイトを構築・運用するなど、情報ネットワークを構築するためのモデル事業を実施。
_		- 5 -	

(5)保険会社等による対応 5. 事故発生防止対策	保険会社等において、一層の適正化を図るための検討を行い、適切な対応を行う	 ○ 平成21年度、保険会社において、後遺障害等級認定に係る再診断委嘱契約を、新規で4箇所の病院と契約した。 (平成22年4月1日現在の契約病院数:259件) ○ 損害保険各社及び損害保険料率算出機構と意見交換会を開催し、苦情対応や支払適正化の体制、改善策等について意見を交わした。また、保険会社等の研修会に保障課から講師を派遣して、被害者保護の重要性等について直接説明を行った。
事故発生防止対策の見直し【※】	新たな安全対策の方向性を踏まえた見直し、重点化に努める	 ● ASV(衝突被害軽減ブレーキ)の普及を促進するため、平成19度に補助制度を創設。平成22年度から、ふらつき注意喚起装置等を追加するとともに、補助対象車両についても、バス車両及びタクシー車両を追加した。【補助実績(平成21年度):460台】 ● 平成21年度、貨物自動車の安全対策普及事業として、事業者等の連携による運行安全に関する取組を行った17事業者に対して補助事業を実施。 ● 平成21年度より、ドライブレコーダ・データの収集・管理・活用方法を検討するドライブレコーダデータベース検討会を開催。その中でドライブレコーダーの標準仕様についても検討。 ● 自動車運送事業者における乗務員のリスク情報の把握と共有、運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダー活用マニュアルを公表(平成21年10月)。

		 ● 自動車運送事業者による映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の導入を支援する補助制度を創設(平成22年度)。 ○ ドライブレコーダーの普及を促すためのリーフレットを、安全運転管理者等講習会の受講者やNASVAの適性診断受診者等へ配布した。 ● 平成21年3月に策定した事業用自動車総合安全プラン2009に基づき、安全マネジメント評価対象の中小規模事業者への拡大、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務づけ、道路運送法等に基づく処分基準の改正等、事業用自動車に係る事故の削減に向けた取組みを実施。 		
6. 引き続き検討すべき説	6. 引き続き検討すべき課題			
(1)救急治療の支援	ドクターへリ等新たな救急手段の動向を 踏まえつつ、厚生労働省における施策との 連携・協力を検討	○ 救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置 法施行(平成19年6月)後3年を目途として、健康保険法等に基づく支払 について検討を行うこととされている。なお、厚生労働省の都道府県に 対する運航費等の補助について、平成21年3月より、特別交付税によ って地方負担分の2分の1が手当てされている。		
		〇 平成21年9月に、無保険車に対する全国一斉の街頭指導を保険会社及び代理店等と共同実施した。また、自賠責制度PR活動として、連携する関係団体を拡充したほか、駅前広場や大学構内等にて無保険・無共済車指導員及び職員による監視活動を実施した。		
(2)無保険車対策	関係省庁との調整による効果的な 無保険車対策を検討	● 保険標章の視認性を高め、原付等の無保険車の取締り強化に資するよう、標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変える等のデザイン変更を検討中。		
		(21) (1) 安心町 以 1) 22 (21) (1) (21)		